

四国中央市公告第 17 号

四国中央市発足 20 周年記念事業紙のイベント企画運営業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市発足 20 周年記念事業紙のイベント企画運営業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 29 日

四国中央市長 篠原 実

1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市発足 20 周年記念事業紙のイベント企画運営業務

(2) 業務の内容

市発足20周年を迎えるに当たり、本市が日本一の紙のまちとしてさらなる飛躍を遂げるための契機とするため、四国中央市発足20周年記念事業を実施する。「日本一の紙のまち 四国中央市」をアピールし、親子連れを中心とした幅広い年代の市民が参加できる紙の魅力を発信するイベントを四国中央市市民文化ホール（しこちゅ〜ホール）において企画運営する業務である。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 11 月 6 日（水）まで

(4) 提案上限額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 四国内に本店を有し、令和 6 年 4 月 5 日（金）までに、入札参加資格審査申請書（令和 5・6 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託））を提出していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条

第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 四国中央市からの入札参加資格停止措置期間中でないこと。

(6) 過去5年以内に、イベント企画運営業務を元請けとして完了した実績があること。

3 手続等

(1) 担当部局

四国中央市総務部総務調整課文書係

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電 話 番 号 0896-28-6002

F A X 番 号 0896-28-6056

電子メールアドレス somu@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の交付期間、場所及び方法

公告の日から令和6年4月16日(火)までの期間において、市公式ホームページ(<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>)からダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

公告の日から令和6年4月16日(火)まで(四国中央市の休日を定める条例(平成16年四国中央市条例第3号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参又は簡易書留の方法により提出すること。

(4) 企画提案書の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和6年5月7日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参又は簡易書留の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市発足20周年記念事業紙のイベント企画運営業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な費用内訳書を添付しなければならない。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(2) 質疑応答の窓口は、上記3(1)の担当部局とする。

(3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。

(4) その他詳細については、企画提案実施要領による。